

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第7条第1項第1号タ

規制の名称：取引時確認が必要となる仮想通貨交換業者の取引の敷居値の引下げ

規制の区分：新設、改正（**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：金融庁企画市場局総務課調査室

評価実施時期：令和2年1月14日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

現在、仮想通貨交換業者（情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第28号）の施行後は「暗号資産交換業者」。以下同じ。）については、以下の取引（以下「i～iiiの取引」という。）を顧客と行う際に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認を行うことが義務付けられている。

i) 仮想通貨（情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第28号）の施行後は「暗号資産」。以下同じ。）の交換等を反復継続して行うこと又は仮想通貨の管理を行うことを内容とする契約の締結（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「犯収法施行令」という。）第7条第1項第1号ヨ。以下「iの取引」という。）

ii) 価額が200万円を超える仮想通貨の交換等（同号タ。以下「iiの取引」という。）

iii) 価額が10万円を超える仮想通貨の移転（同号レ。以下「iiiの取引」という。）

他方、仮想通貨については、容易に越境移転可能な性質から、マネー・ローンダリングに悪用されるリスクが危惧されており、敷居値の引下げを行わなければ、仮想通貨交換業者が一見の顧客との間で200万円までの仮想通貨の交換等を、取引時確認することなしに行うことが許容され続ける状態となるため、不正な目的で仮想通貨を入手・売却しようとする者の取引の未然防止や、取引の事後トレースが困難になる可能性がある。

以上をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

[課題、課題発生の原因]

現在、仮想通貨交換業者については、i～iiiの取引を顧客と行う際に、犯収法に基づく取引時確認を行うことが義務付けられている。

他方、仮想通貨については、容易に越境移転可能な性質から、マネー・ローダリングに悪用されるリスクが危惧されており、上記iiに係る取引の価額が200万円を下回る場合であっても、顧客の取引時確認を適切に実施していくことがマネー・ローダリング対策上適当と考えられる。

なお、令和元年6月に改訂されたFATF(Financial Action Task Force:金融活動作業部会)勧告の解釈ノートにおいても、顧客管理が求められる仮想通貨の一見取引について、その敷居値を1,000ドルとすることが求められるとされている。

[規制以外の政策手段]

上記課題を解決するに当たっては、認定資金決済事業者協会による自主規制規則の策定により、対応を促していくことも考えられる。しかしながら、仮想通貨交換業者への強制力が欠けることから、実効性を確保するためにも法令による規制手段の採用が妥当である。

[規制の内容]

現行の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(以下「犯収法施行令」という。)第7条第1項第1号では、仮想通貨交換業者が顧客の取引時確認を行わなければならない特定取引として、i～iiiの取引を規定している。(当該規定部分は、平成29年4月1日施行。)

iiの取引の敷居値である200万円は、同号タの制定当時のFATF勧告の内容(顧客との一见取引について、敷居値を15,000ドル/ユーロとする)との平仄及び現行の犯収法施行令における大口現金取引の敷居値(200万円。同号ツ)を踏まえて規定されたものである。

※ 一方で、iiiの取引については、FATF勧告の内容(1,000ドル/ユーロを超える電信送金については正確な送金人情報が必須)及び現金送金の敷居値(同号ツ)との平仄を踏まえ、その敷居値は10万円とされた。

本規制は、犯収法施行令を改正し、仮想通貨交換業者が顧客との間でiiの取引を行う際の敷居値を10万円(改正前は200万円)に引き下げるものである。

なお、仮想通貨交換業者が顧客との間で既にiの際に取引時確認(確認記録を作成・保存している場合に限る。)を行っている場合であつて、その後、敷居値を超える仮想通貨の交

換等を行う場合には、既取引時確認済であることを確認すれば、改めて取引時確認を行う必要はない。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

現在、仮想通貨交換業者は22社（令和元年12月24日現在）存在する。これらの社が顧客と取引関係に入る場合、一般に、まずiの取引を行うため、その際に取引時確認が行われる。犯収法上、iの際に取引時確認（確認記録を作成・保存している場合に限る。）を行った顧客との間で、その後、iiの取引を行う場合には、既取引時確認済であることを確認すれば、改めて取引時確認を行う必要がないことから、iiの取引の敷居値を200万円から引き下げたとしても、既に存在する仮想通貨交換業者にシステム改修等の新たな負担は生じない。

iの取引を行うことなくiiの取引を顧客と行う仮想通貨交換業者が現れた場合、当該事業者は、10万円を超える仮想通貨の交換等を行う場合に顧客の取引時確認を行わなければならないため、取引時確認や記録保存に係るシステム費用や人件費が発生する。

【行政費用】

国において、仮想通貨交換業者の、改正後の規制の遵守状況に係る検査・監督費用が発生する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

—

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

i の取引を行うことなく ii の取引を顧客と行う仮想通貨交換業者は、価額が 10 万円を超える仮想通貨の交換等を行う場合に顧客の取引時確認を行わなければならないことから、不正な目的で仮想通貨を入手・売却しようとする者の取引の未然防止や、取引について事後的に事業者や当局のトレース等がより容易となり、マネー・ローンダリングの防止に資することが期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

—

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

—

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本案の場合、仮想通貨交換業者に対する改正後の規制の遵守状況に係る検査・監督費用が発生する。

一方、本案により、不正な目的で仮想通貨を入手・売却しようとする者の取引の未然防止や、取引を事後的に事業者や当局のトレース等がより容易となり、マネー・ローンダリングの防止に資することが期待される。仮想通貨がその匿名性からマネー・ローンダリングに利用されるおそれのある性質を有する以上、不正な目的で仮想通貨を入手・売却しようとする者の取引を未然に防止することができるというプラスの効果は、遵守費用の発生といったマイナスの効果を上回ると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

[代替案の内容]

仮想通貨交換業者が i の取引の際に取引時確認を行っていない顧客との間で、仮想通貨の交換等を行うことを禁止する。

[費用]

・ 遵守費用

現在、仮想通貨交換業者は 22 社（令和元年 12 月 24 日現在）存在する。これらの社が顧客と取引関係に入る場合、一般に、まず i の取引を行うため、その際に取引時確認が行われる。

i の際に取引時確認を行っていない顧客との間で、仮想通貨の交換等を行うことを禁止したとしても、現在存在する仮想通貨交換事業者の現在行っている業務に与える影響はなく、遵守費用は発生しない。

・ 行政費用

本案と同様の費用が発生する。

[効果（便益）]

i の際に取引時確認を行っていない顧客との間で、仮想通貨の交換等を行うことを禁止することにより、不正な目的で仮想通貨を入手・売却しようとする者の取引の未然防止や取引について事後的に事業者や当局のトレース等がより容易となり、マネー・ローンダリングの防止に資することが期待される。

[副次的な影響及び波及的な影響]

仮想通貨については今後、種類や流通量、利用場面が拡大していく可能性があるところ、一律に i の際に取引時確認を行っていない顧客との間で、仮想通貨の交換等を行うことを禁止する場合、今後現れ得る先進的なサービスや取引の利便性を低下させる可能性がある。

[費用と効果（便益）の比較]

規制によって得られる便益は、規制の導入によりかかる費用を上回る。

[規制案と代替案の比較]

本案と代替案を比較すると、本案では、事業者は顧客との間で 10 万円を超える仮想通貨の交換等を行う際に取引時確認が必要になるのに対して、代替案では一律に i の際に取引時確認を行っていない顧客との間で仮想通貨の交換等を行うことを禁止することから、規制としてはより厳格なものとなる。

他方、仮想通貨については今後、種類や流通量、利用場面が拡大していく可能性があるところ、一律に i の際に取引時確認を行っていない顧客との間で、仮想通貨の交換等を行うことを禁止する代替案の場合、今後現れ得る先進的なサービスや取引の利便性を低下させる可

能性がある。

また、国際的にも、継続的な業務関係のない顧客との一時的な取引の禁止が求められているわけではなく、iの際に取引時確認を行っていない顧客との間で、仮想通貨の交換等を行うことを禁止しなければならないとまでは、現段階ではいえない。

このように、本案は、国際的なルールが求める水準を満たし、かつイノベーションに配慮したマネー・ローンダリング防止対策と考えられることから、本案は適当と考えられる。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

—

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

改正後の犯収法施行令施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

i の取引を行うことなく ii の取引を顧客と行う仮想通貨交換業者の登録状況